

款	項	目	担当部局・課名			
4	1	5	水道局 下水道課			
事業名			小型浄化槽設置整備補助事業		主要事業NO,	
事業区分			継続事業		第4節 美しい風景を後代に伝える「環境づくり」	
節名称			予算現額	決算額	繰越額	不用額 執行率%
事業 (経費) 内の主 な費目	① 負担金, 補助及び交付金 (⑦補助金 (建設補助))		39,778	28,611	0	11,167 72.0%
	②					0
	③					0
	④					0
	⑤					0
補正 区分	6月補正	12月補正	⑥ (①~⑤の計) →		28,611	決算に関する説明書
	9月補正	3月補正	⑦その他の節の決算額 * 該当なし"0"を挿入 →		126	該当/頁 194,195
	臨時会 補正		⑧ (⑥+⑦) 事業決算合計額 →		28,737	該当/頁
100万円以上の不用額が生じた理由 (該当のみ)			当初の見込みより補助申請件数が少なかったため。理由として、前年度の申請件数が例年より多かったことの反動から、当該年度の補助金申請件数が減少したものと分析しています。(R1:76件 R2:94件 R3:55件)			
歳入に関する 項目	決算額 (⑧)	特定財源内訳				一般財源
		国庫支出金	県支出金	市債	負担金等その他	
令和3年度 特定財源 内訳	28,737	9,165	2,226	17,200	0	146
	財源区分	補助金・負担金・交付金等の名称				
	国庫支出金	循環型社会形成推進交付金				
	県支出金	合併処理浄化槽設置整備事業費補助金				
	負担金等その他					
事業内容及び めざした目的 (具体的に)	集合処理区域外の生活環境の改善、公共用水域の水質汚濁の防止を目的として浄化槽設置者に対し、補助を行う。					
事業実績 (詳細説明) 事業一覧表/状 況写真/図面等	<ul style="list-style-type: none"> ● 5人槽分 補助金額 469千円×39基 18,291,000円 ● 7人槽分 補助金額 645千円×16基 10,320,000円 ● 10人槽分 補助金額 864千円× 0基 0円 <p style="text-align: center;">合計 55基 28,611,000円</p>					
別添資料等 無 (事業一覧等)						
成果/評価 * 事業を執行した ことにより、どのよ うな成果や効果をも たらしたのか	下水道などの整備区域外の地域において、小型浄化槽を設置する市民に対して55件の補助を行い、河川、池などの公共用水域の水質汚濁防止、公衆衛生の向上を図りました。結果として、浄化槽設置率(集合処理施設及び特排施設普及エリアを除く世帯における浄化槽設置率)は1.8ポイント上昇して46.3%に向上し、水洗化率は0.9ポイント上昇して84.9%に向上しています。					

款	項	目	担当部局・課名		水道局水道課																																																																																
4	1	5																																																																																			
事業名			生活用水施設整備補助事業			主要事業NO,																																																																															
事業区分			継続事業 第4節 美しい風景を後代に伝える「環境づくり」																																																																																		
節名称			予算現額	決算額	繰越額	不用額	執行率%																																																																														
事業 (経費) 内の主 な費目	① 負担金, 補助金及び交付金 (補助金 (建設単独))		8,500	6,577	0	1,923	77.0%																																																																														
	②					0																																																																															
	③					0																																																																															
	④					0																																																																															
	⑤					0																																																																															
補正 区分	6月補正	12月補正	⑥ (①~⑤の計) →			6,577	決算に関する説明書																																																																														
	9月補正	3月補正	⑦その他の節の決算額 * 該当なし"0"を挿入 →			0	該当/頁 194,195																																																																														
	臨時会 補正		⑧ (⑥+⑦) 事業決算合計額 →			6,577	該当/頁																																																																														
100万円以上の不用額が生じた理由 (該当のみ)		主な要因として、補助金C (団体申請) を1件150万円見込んでいたが、補助金Cの申請がなかったため不用額が生じた。																																																																																			
歳入に関する 項目	決算額 (⑧)	特定財源内訳				一般財源																																																																															
		国庫支出金	県支出金	市債	負担金等その他																																																																																
令和3年度 特定財源 内訳	6,577	0	0	0	0	6,577																																																																															
	財源区分	補助金・負担金・交付金等の名称																																																																																			
	国庫支出金																																																																																				
	県支出金																																																																																				
	負担金等その他																																																																																				
事業内容及び めざした目的 (具体的に)	<p>水道が整備されていない地域 (給水区域外) で日常生活に必要な生活用水をあらたにボーリング等で確保しようとする場合、または新たに水質改善しようとする場合に費用の一部を補助する。令和3年度から給水区域内の方へも給水装置 (給水管など) 設置に係る費用の一部を補助する制度を新設した。</p>																																																																																				
	<p>【補助金A・B・C】ボーリング等・水質改善に対する補助金 【一般会計】</p> <table border="1"> <tr> <td>対象</td> <td colspan="5">水道事業の給水区域外で生活用水の供給を受ける住居に住所を有する方</td> </tr> <tr> <td>申請別</td> <td>個人</td> <td colspan="4">団体</td> </tr> <tr> <td>対象戸数</td> <td>1戸~3戸</td> <td colspan="4">4戸~10戸</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">内容</td> <td>補助率</td> <td colspan="4">2分の1</td> </tr> <tr> <td>取水等</td> <td>限度額: 1戸あたり50万円</td> <td colspan="3">限度額: 150万円 ※5戸以上は加算</td> </tr> <tr> <td>水質改善</td> <td>限度額: 1戸あたり35万円</td> <td colspan="3">—</td> </tr> <tr> <td>申請方法</td> <td colspan="5">水道局または各支所の窓口で直接手続き</td> </tr> </table> <p>【補助金D】配水管から水道メーターまでの接続工事に対する補助 【水道事業会計】 (参考)</p> <table border="1"> <tr> <td>対象</td> <td colspan="5">水道事業の給水区域内で給水装置設置工事を行う住居に住所を有する方</td> </tr> <tr> <td>申請別</td> <td colspan="5">個人</td> </tr> <tr> <td>対象戸数</td> <td colspan="5">1戸</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">内容</td> <td>補助対象経費</td> <td colspan="4">工事見積額から100万円を差し引いた額</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td colspan="4">補助対象経費の10分の10</td> </tr> <tr> <td>給水装置設置</td> <td colspan="4">限度額: 1戸あたり50万円</td> </tr> <tr> <td>申請方法</td> <td colspan="5">水道局で直接手続き</td> </tr> </table>						対象	水道事業の給水区域外で生活用水の供給を受ける住居に住所を有する方					申請別	個人	団体				対象戸数	1戸~3戸	4戸~10戸				内容	補助率	2分の1				取水等	限度額: 1戸あたり50万円	限度額: 150万円 ※5戸以上は加算			水質改善	限度額: 1戸あたり35万円	—			申請方法	水道局または各支所の窓口で直接手続き					対象	水道事業の給水区域内で給水装置設置工事を行う住居に住所を有する方					申請別	個人					対象戸数	1戸					内容	補助対象経費	工事見積額から100万円を差し引いた額				補助率	補助対象経費の10分の10				給水装置設置	限度額: 1戸あたり50万円				申請方法	水道局で直接手続き			
対象	水道事業の給水区域外で生活用水の供給を受ける住居に住所を有する方																																																																																				
申請別	個人	団体																																																																																			
対象戸数	1戸~3戸	4戸~10戸																																																																																			
内容	補助率	2分の1																																																																																			
	取水等	限度額: 1戸あたり50万円	限度額: 150万円 ※5戸以上は加算																																																																																		
	水質改善	限度額: 1戸あたり35万円	—																																																																																		
申請方法	水道局または各支所の窓口で直接手続き																																																																																				
対象	水道事業の給水区域内で給水装置設置工事を行う住居に住所を有する方																																																																																				
申請別	個人																																																																																				
対象戸数	1戸																																																																																				
内容	補助対象経費	工事見積額から100万円を差し引いた額																																																																																			
	補助率	補助対象経費の10分の10																																																																																			
	給水装置設置	限度額: 1戸あたり50万円																																																																																			
申請方法	水道局で直接手続き																																																																																				
事業実績 (詳細説明) 事業一覧表/状況写真/図面等	<p>【一般会計】</p> <p>負担金, 補助金及び交付金 補助金 (建設単独)</p> <p>補助金A ボーリング等 12件 5,823,530円</p> <p>補助金B 水質改善機器取り付け等 4件 753,475円</p> <p>補助金C 補助実績なし</p> <p>【水道事業会計】 (参考)</p> <p>補助金D</p>																																																																																				
	別添資料等 無 (事業一覧等)	水道本管からの接続 (分岐) 1件 375,000円																																																																																			
成果/評価 * 事業を執行了ことにより、どのような成果や効果をもたらしたのか	生活用水施設整備補助金については、水道事業計画区域外又は区域内で、日常的に生活用水が不足している家庭に対して水の確保を行う事業である。水は一番必要なライフラインであることから生活環境の充実に貢献した。																																																																																				